

オープンソフトウェア・ライセンス

v. 2.0

本オープンソフトウェア・ライセンス（以下「本ライセンス」という）は、原作者の原著物（以下「原著物」という）の所有者（以下「ライセンサー」という）が、原著物に関する著作権表示の直後に、以下に記載される通知を掲載している原著物に対して適用するものである。

オープンソフトウェア・ライセンスのバージョン 2.0 に基づくライセンスの許諾

1) 著作権ライセンスの許諾

ライセンサーはあなたに対して、以下を行うための、全世界的で、ロイヤルティーを伴わない、非独占的で、永続的な、サブライセンスが許可されるライセンスを許諾する。

- a) 原著物をコピーに複製すること。
- b) 原著物に基づく派生著作物（以下「派生著作物」という）を作成すること。
- c) 公衆に対して、原著物および派生著作物のコピーを配布すること。ただし、配布する原著物または派生著作物のコピーは、オープンソフトウェア・ライセンスに基づいてライセンスされることを条件とする。
- d) 公に原著物を実施すること。
- e) 公に原著物を表示すること。

2) 特許ライセンスの許諾

ライセンサーはあなたに対して、ライセンサーによって提供される原著物において実施されている、ライセンサーが所有するかまたは支配する特許クレームに基づいて、原著物および派生著作物を作成し、使用し、販売し、販売提供するための、全世界的で、ロイヤルティーを伴わない、非独占的で、永続的な、サブライセンスが許可されるライセンスを許諾する。

3) ソースコード・ライセンスの許諾

「ソースコード」とは、それに対して改変を加える上で好ましい原著物の形式と、原著物を改変する方法を記載する利用可能なすべてのドキュメンテーションを意味する。ライセンスは本ライセンスによって、ライセンサーが配布する原著物の各コピーと共に、原著物のソースコードの機械可読のコピーを提供することに同意する。ライセンサーは、自身が原著物を引き続き配布する限りにおいて、費用がかからず使いやすい手段によるアクセスをあなたに許可する上で合理的に適している情報リポジトリにおいて、ソースコードの機

械可読のコピーを掲載することによって、また原著作物に適用される著作権表示の直後に記載される通知に、当該情報リポジトリのアドレスを提示することによって、この提供の義務が満たされたものとする権利を留保する。

4) ライセンス許諾の適用除外

ライセンサーの氏名、原著作物への寄与者の氏名、それらの者の商標またはサービス・マークは、いずれもライセンサーから事前に書面による明示的な許可を得ずに、原著作物から派生した製品を保証または促進するために使用してはならないものである。本ライセンスのいかなる条項も、本ライセンスに明示的に記載される場合を除き、ライセンサーの商標、著作権、特許、トレード・シークレットまたはその他の知的財産に関する権利を付与するものであるとは解釈されない。第 2 条に定義されるライセンス許諾されるクレーム以外の特許クレームの実施例を作成し、使用し、販売し、販売提供するための特許ライセンスは、一切許諾されない。原著作物にライセンサーの商標が含まれている場合であっても、この商標に対する権利は一切許諾されない。本ライセンスのいかなる条項も、本来であればライセンサーがライセンス許諾する権利を有するはずである原著作物を、本ライセンスとは異なる条件に基づいて、ライセンス許諾することをライセンサーに禁止するものとは解釈されない。

5) 外部への展開

「外部への展開」とは、あなた以外の者によって使用可能な方法によって、原著作物または派生著作物を使用または配布することを意味する。これは、原著作物または派生著作物がこれらの者に配布されるか、またはコンピューター・ネットワーク上での使用を意図したアプリケーションとして利用可能に提供されるかを問わない。本ライセンスに基づくライセンス許諾の明示的な条件として、あなたは、あなたによる派生著作物の外部への展開が配布とみなされること、本ライセンス第 1 (c) 条に規定されるように、すべて本ライセンスの条件に基づいてライセンス許諾されるものであることに同意する。

6) 権利帰属

あなたは、「権利帰属の表示」として、ライセンス許諾の通知とその中に特定される説明文と共に、原著作物のソースコードにある著作権、特許または商標の表示を、あなたが作成するいずれかの派生著作物のソースコードに維持しておかなければならない。あなたは、あなたが作成するいずれかの派生著作物に関するソースコードに、あなたが原著作物を改変したことを受領者に伝達する上で合理的に適している、目につきやすい所有権に関する表示を掲載しておかなければならない。

7) 出所に関する保証および保証の否認

ライセンサーは、ライセンサーによって本ライセンスにおいて許諾される、原著作物における原著作物に関する著作権、および特許権が、ライセンサーによって所有されているものであること、またはそれらの著作権および特許権の寄与者（複数を含む）の許可を得て、本ライセンス条項に基づいて、あなたにサブライセンスされるものであることを保証する。直前の一文に明示的に記載される場合を除き、原著作物は本ライセンスに基づいて、非侵害、商

品性または特定目的適合性の保証に限定されずに、明示的であるかまたは黙示的であるかを問わず、一切の保証をせず、「現状のまま」で提供されるものである。原著作物の品質に関する全危険はあなたが負うものである。この保証の否認は、本ライセンスの重要な部分を構成するものである。この否認事項に基づくことなく、原著作物に対するライセンスは一切許諾されない。

8) 責任の制限

いかなる状況においても、また不法行為（過失を含む）、契約またはその他にかかわらず、どのような法理論に基づく場合であっても、営業権の喪失、作業の中止、コンピューターの故障もしくは誤作動による損害、またはその他あらゆる商業的な損害もしくは損失を含むがこれらに限定されない、本ライセンスまたは原著作物の使用の結果として生じる、その性質を問わない直接的損害賠償、間接的損害賠償、特別損害賠償、付随的損害賠償または結果損害賠償について、ライセンサーはいかなる者に対しても責任を負わない。この責任の制限は、ライセンサーの過失から生じる死亡または人身傷害については、準拠法がかかる制限を禁止する範囲において適用しないものとする。管轄区域によっては、派生的損害賠償または結果損害賠償の排除または制限が認められない場合があり、その場合には、この排除および制限はあなたに適用されない。

9) 承諾および終了

原著作物のコピーまたは派生著作物を配布する場合には、あなたは、本ライセンス条項に対する明示的な同意を受領者から取得するよう、当該状況において合理的な努力をなさなければならない。本ライセンス（またはライセンサーとあなたとの間の書面による別途の合意）以外のいかなるものも、原著作物に基づいて派生著作物を作成するための、または本ライセンスの第 1 条において許諾されたいずれかの権利を行使するための許可をあなたに対して付与するものではなく、本ライセンス（またはライセンサーとあなたとの間の書面による別途の合意）の条項に基づく場合を除いて、上記事項を試みることは、米国著作権法、他国のこれに相当する法律、および国際条約によって明示的に禁止される。従って、本ライセンスの第 1 条において、あなたに許諾された権利のいずれかを行使することによって、あなたは、本ライセンスおよびその全条項の承諾を明示したことになる。あなたが本ライセンスの第 1 (c) 条の但し書きを遵守しなかった場合には、本ライセンスは直ちに終了し、あなたはそれ以降、本ライセンスによってあなたに許諾されたいずれの権利をも行使できないものとする。

10) 特許訴訟のための終了

交差請求または反対請求を含み、あなたが、(i) ソフトウェアに適用可能な特許に関して、ライセンサーに対して、または (ii) 原著作物（ただし原著作物と他のソフトウェアまたはハードウェアとの組み合わせを除く）に適用可能な特許に関して、いずれかの実体に対して、特許侵害についての訴訟を開始した日付において、本ライセンスは自動的に終了し、あ

あなたはそれ以降、本ライセンスによってあなたに許諾されたいずれの権利をも行使できないものとする。

11) 管轄、裁判地および準拠法

本ライセンスに関する訴訟は、ライセンサーが居住するか、またはライセンサーが主たる事業を営んでいる管轄区域の裁判所において、かつ抵触法の規定を除き、当該管轄区域の法律に基づく場合に限り提起できるものとする。国際物品売買契約に関する国連条約の適用は、明示的に排除される。本ライセンスの範囲以外における、または本ライセンスの終了後における原著作物の使用は、米国著作権法、17 U.S.C. 101 以下、他国のこれに相当する法律、および国際条約による要求事項および罰則に従うものとする。本条は、本ライセンスの終了後も存続する。

12) 弁護士費用

本ライセンスの条項を執行するための、またはそれに関する損害賠償請求訴訟において、勝訴当事者は、当該訴訟の上訴を含み、当該訴訟に関連して発生した合理的な弁護士費用およびその他の費用を含むがこれらに限定されない自身の費用および経費を回復する権利を有する。本条は、本ライセンスの終了後も存続する。

13) 雑則

本ライセンスは、本ライセンスの主題事項に関する完全な合意事項を表明するものである。本ライセンスのいずれかの条項が執行不可能と判断された場合には、当該条項は、その条項を執行可能にするために必要な範囲に限り改正されるものとする。

14) 本ライセンスにおける「あなた」の定義

本ライセンスを通じて使用される「あなた」は、本ライセンスに基づいて権利を行使し、本ライセンスの全条項を遵守する個人または法的主体を意味する。法的主体に関し、「あなた」には、あなたを支配するか、あなたによって支配されるか、またはあなたと同じ者によって支配される任意の実体が含まれる。本定義の目的のために、「支配」とは、(i) 契約によるかまたはその他によるかを問わずに、直接的にまたは間接的に、かかる実体の管理または経営の要因となる権限、(ii) 発行済み株式の 50%以上の所有権、または (iii) かかる実体の受益権所有者を意味する。

15) 使用の権利

あなたは、本ライセンスまたは法律によって別途制限されるか、または条件が設定される場合を除いて、いかなる方法によっても原著作物を使用できるものであり、ライセンサーは、あなたによるかかる使用に干渉しないことを約束し、またその責任を負わないことを断言する。

本ライセンスは著作権によって保護されている。無断転載を禁ず。Copyright (C) 2003 Lawrence E. Rosen. All rights reserved.

修正を加えずに本ライセンスをコピーし配布する許可をここに付与する。本ライセンスは、著作権所有者から書面による明示的な許可を得ずには修正できない。

承認済みの先行バージョン：[OSL 1.1](#)、[OSL 1.0](#)

[プレーン・テキスト・バージョン](#)

オープンソース・イニシアティブが著作権を所有。Copyright (C) 2003 by the Open Source Initiative
Web サイトに関する技術的な質問は、webmaster at opensource.org 宛で Steve M.氏に、オープンソースの方針に関する質問は役員会に問い合わせしていただきたい。

この Web サイトのコンテンツは、オープンソフトウェア・ライセンスのバージョン 1.1 に基づいてライセンス許諾されている。

OSI は、501(c)(3)に基づく地位を得て登録されている非営利団体である。寄付情報の詳細に関しては、当方役員会まで連絡されたい。